

国立大学法人愛知教育大学学長の業績評価実施細則

2017年3月16日

学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議規程（2015年7月10日学長選考会議決定）第4条第3号に規定する国立大学法人愛知教育大学学長（以下「学長」という。）の業績評価（以下「業績評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 業績評価は、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(実施方法)

第3条 業績評価は、次の各号に掲げる事項について、学長の自己評価、監事による監査結果及び次に掲げる評価資料等の中から必要な資料を用いて行うものとする。

- (1) 学長選考基準に掲げる事項
- (2) 学長選考時に学長選考・監察会議に提出された所信表明書に記載された事項
- (3) その他学長選考・監察会議が定める事項

2 前項の評価資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中期目標・中期計画に係る実施状況報告書
- (2) 国立大学法人評価委員会に提出した業務の実績に関する報告書
- (3) 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果報告書
- (4) 事業報告書
- (5) 財務諸表
- (6) その他学長選考・監察会議が必要と認める資料

3 業績評価の実施に当たって、学長選考・監察会議は、必要に応じて、次の各号に掲げる手続きをとることができる。

- (1) 学長に対してヒアリングを行うこと。
- (2) 監事から意見を聴くこと。
- (3) 前2号に掲げる者以外の者から意見を聴くこと。

(評価方法)

第4条 業績評価は、前条第1項に掲げる事項ごとの評価に基づいて、総合評価により行うものとする。

(実施時期及び対象期間)

第5条 業績評価は、学長の就任の日から3年を経過した後の4年目に、当該就任の日以降の業務に関して行うものとする。それ以外の年度においては、学長の前年度の業務執行状況を確認する。

2 前項の業務執行状況の確認の方法については、第3条に規定する業績評価の実施方法に準じて、学長選考・監察会議が定める。

(通知及び公表)

第6条 学長選考・監察会議は、業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、本学のホームページで公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、学長の業績評価の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

1 この細則は、2017年3月16日から施行する。

2 この細則の施行の日の前日において現に学長である者にかかる業績評価の実施方法、評価方法、実施時期及び対象期間については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、学長選考会議が別に定める。

附 則

この細則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。